

島本町障害者等日中一時支援事業実施要綱

(平成18年10月 1日)

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(事業の目的)

第1条 日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、町内に住所を有する者及び本町が援護の実施者となる者で、日中一時支援の支援が必要な次に掲げる障害者等（18歳未満の児童を含む。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 判定機関により知的障害と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（医師により発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害と診断された者を含む。）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する疾病による障害がある者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づくサービスにより、本事業と同様の支援が受けられる者は、原則として対象者から除く。

(事業内容)

第3条 日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他町長が認めた支援を行う。

(サービスを提供する者)

第4条 この事業を行う事業者は、島本町に登録した登録地域生活支援事業者（以下「事業者」という。）とする。

(支給決定の申請等)

第5条 日中一時支援に要する費用（以下「日中一時支援給付費等」という。）の支給の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）は、地域生活支援事業費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、日中一時支援給付費等の支給を決定したときは、地域生活支援事業費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）により当該障害者等（以下「支給決定障害者等」という。）に通知しなければならない。

3 町長は、日中一時支援給付費等の支給を行わないことを決定したときは、地域生活支援事業費不支給（却下）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知しなければならない。

(地域生活支援事業受給者証)

第6条 町長は、日中一時支援給付費等の支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対して、支給量その他の事項を記載した地域生活支援事業受給者証（様式

第4号。以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

(支給決定の変更の申請等)

第7条 日中一時支援給付費等の支給決定の変更を申請しようとする支給決定障害者等は、地域生活支援事業費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請又は職権により支給決定を変更したときは、地域生活支援事業費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第6号)により支給決定障害者等に通知しなければならない。

3 町長は、日中一時支援給付費等の支給決定を変更しないことを決定したときは、地域生活支援事業費等支給決定変更兼利用者負担額減額・免除等変更却下通知書(様式第7号)により当該支給決定障害者等に通知しなければならない。

(支給決定の取消しの通知)

第8条 日中一時支援給付費等の支給決定の取消しは、地域生活支援事業費等支給決定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(申請内容の変更の届け出)

第9条 日中一時支援給付費等の支給決定申請内容の変更の届出は、地域生活支援事業費等支給申請内容変更届出書(様式第9号)により行わなければならない。

(受給者証の再交付申請)

第10条 受給者証の再交付の申請は、地域生活支援事業受給者証再交付申請書(様式第10号)により行わなければならない。

(支給量)

第11条 日中一時支援の支給量は、月当たりのサービス提供時間数で決定する。

(支給決定の有効期間)

第12条 支給決定の有効期間は、支給決定を行った日から町長が認める日までとする。

(請求)

第13条 支給決定障害者等が事業者を支払うべき日中一時支援に要した費用について、日中一時支援給付費等として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該事業者を支払うことができる。

2 事業者は、当該日中一時支援に要した費用について、利用者負担額を除き、サービスを提供した月の翌月10日までに地域生活支援事業給付費請求書(様式第11号)により町長に請求するものとする。

3 前項の規定による請求には、地域生活支援事業給付費明細書(様式第12号)及び地域生活支援事業サービス提供実績記録票(日中一時支援事業)(様式第13号。以下「記録票」という。)を添付するものとする。

4 事業者は、サービス提供の都度、利用時間等の実績を記録し、第2項の請求に際しては、事前に、支給決定障害者等に記録票を提示して、利用日時及び回数、利用者負担額等の内容について、記録票の利用者確認欄への支給決定障害者等の署名又は押印により確認を受けるとともに、利用実績に応じた利用者負担額を支給決定障害者等から徴収しなければならない。

(支払)

第14条 町長は、事業者から前条第2項の規定による日中一時支援給付費等の請求があったときは、審査の上、支払うものとする。ただし、同条の規定の違反を含む不正又は不適切な請求と認めた場合には、町長は、日中一時支援給付費等を支払わ

ず、又は支給額の全部若しくは一部の返還を事業者に請求するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の島本町障害者等日中一時支援事業実施要綱の規定は、令和7年4月以降の月分のサービス提供について適用し、同年3月以前の月分のサービス提供については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 改正後の第11条に係る「提供時間数」での支給量決定については、当分の間、受給者証等で支給量が「単位数」で記載されている場合は、1単位あたり4時間として読み替えるものとする。